

「審判例研究」の学際的展開に向けて

—司法福祉論・社会学・犯罪学の架橋—

○ 岩手県立大学 秋本 光陽 (010190)

〔キーワード〕 審判例研究、司法福祉実践、アイデンティティ・ワーク

1. 研究目的

本報告の目的は、司法福祉の「審判例研究」に焦点を当てて、その学際的な展開可能性について検討することにある。とりわけ本報告では、社会学やナラティブ犯罪学分野の知見を参照し、審判例研究の外延を拡張していくための方向性を探索したい。

司法福祉実践を研究するための方法として、1980年代以降、「審判例研究」の必要性が説かれてきた。それは、判例研究とケース研究の両者に学びながら「司法の規範的解決活動を“事実”の論理によって批判的に検討する」ための研究プログラムとして位置づけられている（山口 1991）。しかし審判例研究の課題ないし意義は、対象者が抱えている問題の実体的解決・緩和だけにとどまるものではないと思われる。現在でも「犯罪を行ったのになぜ刑罰ではなく保護処分なのか」（木村 1994: 82）などの問題は、一般市民からすれば理解しづらい状況にあらう。また少年審判手続きの捉えにくさが、司法福祉実践を一般的に受け入れ難いものにさせ、少年法批判の一端を生み出してきたともいえる。だとすれば、少年審判手続きのように非公開の場で行われてきた司法福祉実践を分析し、制度的ブラックボックスの内部を一般市民に向けて開いていく作業もまた、審判例研究の課題・意義だといえるのではないだろうか。

2. 研究の視点および方法

少年法批判の妥当性が検証される際には、統計的・計量的手法が一般的に用いられてきた。しかし1990年代以降盛んに論じられてきた少年法批判（とくに少年事件の被害者遺族らによる少年法批判）に着目すれば、それらの批判に統計的・計量的手法で応じることが困難であるのは明白である。そこでの主な批判対象は、少年がおよんだ重大犯罪と少年法における「非行のある少年」のアイデンティティとの距離＝落差であった。

必要なのは、少年審判手続きという制度的ブラックボックスの中で、行為とアイデンティティとの距離がいかに処理されてきたのかを解明するための方法・視角である。こうした論点に照準するための方法として、『家庭裁判月報』（最高裁事務総局編）所収の少年保護事件例を素材とする審判例研究は有用である。ただし従来から指摘されてきた通り、審判例研究には明確な方法が存在しない。そこで本報告では、社会学における「アイデンティティ・ワーク（identity work）」論（Loseke 2003=2003）、近年犯罪学の一潮流を形成しているナラティブ犯罪学（Presser and Sandberg 2015 など）の視角を導入し、「非行のある少年」というアイデンティティに関するナラティブを産出したり、少年を特定のアイデンティティ集団の成員としてカテゴリー化する実践について考察を行う。

3. 倫理的配慮

本報告では一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針にもとづき、倫理的配慮を講じる。また本報告で使用する資料は『家庭裁判月報』（最高裁事務総局編）所収の少年保護事件例であり、一般公開されているが、個人情報等の扱いには細心の注意を払う。なお、本発表に関連して開示すべき利益相反（COI）はない。

4. 研究結果

本報告では、重大少年事件を対象とした審判例（大分家・昭62（少）195号・昭62.3.18決定）を素材に分析を行った。その結果、(1)「非行のある少年」というアイデンティティは保護者に対するカテゴリー化実践（たとえば職業カテゴリー）と相即的ないし相互反映的な関係性にあること、(2)少年がおよんだ行為の特徴から過去遡及的に生育環境上の問題点が解釈されると同時に、生育環境上の問題点が少年の行為に特有の意味を与えていること、が示された。重大犯罪と少年法における「非行のある少年」というアイデンティティとの距離は、こうした種々の実践を通じて処理されており、それは審判例研究を通じて経験的に解明していくことができるものである。

5. 考察

マスメディア等で重大少年事件が報じられるたびに少年法批判が繰り返されてきた。統計的・計量的データによる非行・少年犯罪現象の検証は、当然のことながら今後も必要不可欠である。しかし同時に、司法福祉実践を内側から支えてきた仕組み（本報告の関心に即していえば、重大犯罪と「非行のある少年」との距離を処理し、双方の接続を可能にしてきたような仕組み）を解明するための研究プログラムも必要である。

本報告の提案は、審判例研究の本来の課題（問題の実体的解決・緩和）を追究する上でも有益だと考えられる。審判（例）におけるアイデンティティ・ワークの分析作業は、少年事件の捉え方を支えている／制約している知識や推論の特徴を明らかにし、少年事件に関する「他でもありえた説明可能性」を浮き彫りにするものだという点で、過去の司法福祉実践を相対化することにもつながるからである。

木村裕三, 1994, 「少年審判の今日的意義」加藤幸雄・野田正人・赤羽忠之編『司法福祉の焦点——少年司法分野を中心として』ミネルヴァ書房, 64-83.

Loseke, Donileen R., 2003, "Narratives and the Construction of Selves: Identity Work in Post-Modern era,"

Culture & Society: International Journal of Human Science, 4: 102-119. (=2003, 草柳千早訳「ナラティブと自己の構築——ポストモダン時代のアイデンティティ・ワーク」『文化と社会』4: 102-119.)

Presser, Lois, and Sveinung Sandberg, eds., 2015, *Narrative Criminology: Understanding Stories of Crime*, New York: New York University Press.

山口幸男, 1991, 『司法福祉論』ミネルヴァ書房.

※ 本報告は科研費研究活動スタート支援「重大犯罪少年の処分選択に関する質的比較分析」（21K20179）による成果の一部である。